「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂について【概要】

- 〇 建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするため、平成 24年11月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を施行。
- 本ガイドラインは、平成24・25年度にかけての取組を中心に記載したものであり、本取組状況等を踏まえて必要があると認められるときは、見直し等の所要の措置を実施するとしていたところ。

検討上の課題・方向性

- 〇 法定福利費を内訳明示した見積書の活用が十分に進んでいないことから、活用を促進するための環境整備が必要。
- 目標年次まで2年余りに迫っていることから、平成29年度以降の姿を見据えた具体的取組内容を明示するとともに、派生す る課題への対応(加入状況の記載の真正性の確保、保険加入義務の潜脱を図った小規模事業主化の抑止)が必要。

改訂の主な内容

法定福利費を内訳明示した見積書提出の見積条件への明示

- 法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、元請企業から下請企業に対する見積条件に明示することを記載(下請企業が再下請に出す場合も同様)。
- 提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することが必要であり、他の 費用との減額調整を厳に慎むことを記載。

適切な保険に加入した下請企業・労働者のみからなる工事の試行的実施(モデル現場)

○ 平成29年度以降を見据え、すべての下請企業を適切な保険に加入したものに限定した工事や、工事の規模等に鑑みて可能である場合にはすべての作業員を適切な保険に加入したものに限定した工事を試行的に実施することが望ましいと記載。

情報システムへの関係資料の添付による保険加入情報の記載の真正性の確保

○ 保険加入状況に関する作業員名簿の記載の真正性の確保に向けた措置について、「望ましい」から「努める」に改めるとともに、情報システムにおいて関係資料を電子データで添付する方法によることを許容。

施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿の正確な記載による雇用と請負の明確化

- 施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿について、下請企業と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載する よう明記。
- 平成27年1月15日 パブリックコメント実施。
- 〇 平成27年4月 1日 改訂内容を適用。(平成27年4月1日付け一部改訂)

状 現

○ 特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在

【企業別】3保険ともに加入している割合 93%

【労働者別】元請83%、1次66%、2次57%、3次58%

課 題

- 技能労働者の処遇の低さが若年入職者減少の一因となり、産業 の存続に不可欠な技能の承継が困難に。
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利という

推進協議会の設置 (第4回 H27.1.19実施)

保険加入促進計画の策定

ダンピング対策

行政による チェック・指導 <H24. 7~>

○経営事項審査における減 点幅の拡大

<H24. 11~> 〇許可時・経審時に加入状況を確認・指導

〇立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導 〇指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に

直轄工事における対策

< H26.8~> ○社会保険等未加入建設企業に対する指導監督を強化

〇元請企業及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請企業を社会保険等加入企業に限定

下請企業への指導

(下請指導ガイドライン)

<H24. 11~>

- 〇協力会社・施工現場に対する周知啓発や 加入状況の定期把握、加入指導。
- 〇下請企業の選定時に、加入状況の確認・ 指導。遅くとも平成29年度以降は、未加 入企業を下請企業に選定しない取扱い とすべき。
- ○2次以下についても、確認・指導。
- ○新規入場者の受け入れに際し、適切な保 険に加入させるよう下請企業を指導。遅 くとも平成29年度以降は、加入が確認 出来ない作業員の現場入場を認めない 取扱いとすべき。 等

法定福利費の確保(直轄工事の予定価格への反映、標準見積書の活用)

社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見 積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を平成25年9月 末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)

<公共(直轄)発注者>

 現場管理費率式(土木)、複合単価·市場単価等 (建築)の見直し(事業主負担分)及び公共工事設 計労務単価の改訂(本人負担分)により、必要な法 定福利費の額を予定価格に反映。

<元請企業>

- ②発注者に対し、必要な費用を適正に考慮した金額 による見積及び契約締結を行うよう要請。
- ③専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見 積書の提出を求めるとともに、提出された場合、こ れを尊重。

<下請企業(専門工事業者)>

④法定福利費が内訳明示された標準見積書(専門工 事業団体作成)を活用等して元請企業に見積提出。

<民間発注者>

労働者

○ 主要民間発注者に対し、必要以上の低価格による 発注を避け、法定福利費等の必要な経費を見込ん だ発注を行うこと、法定福利費が着実に確保される よう、見積・契約等の際に配慮すること等を要請。



★ 法定福利費の流れ

下請企業



元請企業

公共•民間

発注者

目指す姿

実施後5年(平成29年度以降)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保 これにより、
 - 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

を実現